

No.	資料番号	ページ	質問項目	質問主旨	回答
1	1	11	報酬単価について	<p>①町田市外に所在する通所事業所です。町田市と他市では、報酬単価が異なるのですか。</p> <p>②町田市外に所在する事業者が町田市民にサービスを提供する場合、報酬単価は施設所市町村の住民と同じになるのですか。</p>	<p>①貴見の通りです。総合事業は市町村の事業であるため、報酬単価は市町村により異なります。</p> <p>②町田市外の事業者でも、町田市の被保険者にサービスを提供する場合は、原則として、町田市の設定した報酬単価でサービスを実施していただくことになります。また、請求に使用するサービスコードは町田市の設定するコードです。ただし、町田市の被保険者でも住所地特例者の場合は、施設所在市町村の設定する報酬単価でサービスを実施し、請求には施設所在市町村の設定するサービスコードを使用します。</p>
2	1	11	1単位の単価について	<p>町田市外に所在する通所事業所です。町田市の被保険者の利用については、1単位10.68円で利用料を計算するというのでしょうか。</p>	<p>貴見の通りです。</p> <p>町田市の地域単価は以下の通りです。</p> <p>通所型サービス：10.68円 訪問型サービス：11.05円</p> <p>ただし、A1のコードを使用する国基準型訪問サービスのみなし事業者は、町田市被保険者の方についても施設所在市町村の地域区分で算定をしてください。</p>
3	-	-	事業所評価加算について	<p>現在事業所評価加算の適合判定を受け、算定している町田市外に所在する事業所ですが、町田市の国基準型通所サービスでの当該加算の算定は可能ですか。また、算定をする場合に、必要な手続きはありますか。</p>	<p>算定可能です。</p> <p>なお、平成29年度の当該加算の算定にあたっては、町田市への届出は不要です。</p> <p>平成29年度の町田市の国基準型通所サービスの事業所評価加算については、平成28年10月に都道府県へ届出をおこなった事業所に対し、平成28年度の介護予防通所介護の実績をもとに決定します。該当する事業者には後日お知らせいたします。</p> <p>平成30年度以降の取扱いにつきましては、改めて町田市ホームページ等にてお知らせいたします。</p>
4	1	18	被保険者証の有効期間（終期）について	<p>事業対象者には有効期間の終期がないとのことですが、利用するサービス等の見直しはおこなわないのですか。</p>	<p>利用するサービス等の見直しやケアプランの変更等についての考え方は介護予防支援と同様です。</p> <p>事業対象者について、状態に変化があり、利用するサービスを変更する必要があるか、また介護認定申請をおこなう必要があるかの判断は、ケアマネジメントにおける定期的なモニタリング等において判断します。</p>

No.	資料番号	ページ	質問項目	質問主旨	回答
5	1	2	国基準型通所サービス（現行相当）について 利用するサービスの選択について	①介護予防訪問介護・介護予防通所介護は平成30年3月末で終了することですが、国基準型訪問サービス・国基準型通所サービスについては、平成30年4月以降も継続しますか。 ②どのサービスを利用するかという判断は、どのようにおこなうのですか。	①国基準型訪問サービス・国基準型通所サービスについて、現時点では終了の予定はありません。 ②これまでと同様に、ご本人の意向や心身の状況などを確認した上で高齢者支援センターの専門職、担当のケアマネジャーなどと相談しながら決めていきます。
6	1	15	日割り算定について	利用者との契約日とサービス提供開始日が同月内ではなく、例えば契約日が2月27日で、サービス提供開始日が3月2日の場合、2月27日・28日での日割りで算定した請求額と初回加算を請求して良いのですか。	日割り算定の対象となるのは、月途中で利用者と契約し、サービスの提供を開始した場合です。 お示しの事例は、日割り算定の対象外であり、2月分については請求せず、3月分について月額包括報酬（日割りなし）を算定します。
7	-	-	総合事業の利用料の請求先について	総合事業の利用料について、東京都外に所在する事業所は、従前通り施設所在都道府県の国保連合会に総合事業費を請求することによってよろしいですか。 （例：神奈川県に所在する事業所は神奈川県国保連合会へ請求する。）	貴見の通りです。